

(案)

忠岡町
新型インフルエンザ等対策
行動計画

平成26年3月
(令和8年〇月改訂)

忠岡町

【目次】

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	1
第1節 はじめに	1
(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
(2) 本町における行動計画の策定及び改定	1
(3) 対象となる新型インフルエンザ等	2
第2章 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針	4
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等	4
(1) 対策の目的及び基本的な戦略	4
(2) 対策の基本的考え方	5
(3) 対策の留意点	8
第2節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	12
(1) 国の役割	12
(2) 府の役割	12
(3) 町の役割	13
(4) 保健所の役割	13
(5) 地方衛生研究所の役割	13
(6) 医療機関の役割	14
(7) 指定（地方）公共機関の役割	14
(8) 登録事業者の役割	14
(9) 一般事業者の役割	14
(10) 住民の役割	15
第3節 町行動計画の対策項目	16
第4節 町行動計画等の実効性を確保するための取組等	17
(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策 の推進	17
(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持	17
(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	17
(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し	17
第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	18
第1節 実施体制	18
(1) 準備期（平時）	18
(2) 初動期	19
(3) 対応期	20
第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	22
(1) 準備期（平時）	22
(2) 初動期	23

(3) 対応期	24
第3節 まん延防止	26
(1) 準備期（平時）	26
(2) 初動期	26
(3) 対応期	26
第4節 ワクチン	28
(1) 準備期（平時）	28
(2) 初動期	32
(3) 対応期	35
第5節 保健	40
(1) 準備期（平時）	40
(2) 初動期	40
(3) 対応期	40
第6節 物資	41
(1) 準備期（平時）	41
第7節 住民生活及び住民の社会経済活動の安定の確保	42
(1) 準備期（平時）	42
(2) 初動期	43
(3) 対応期	43
参考資料	
1. 忠岡町新型インフルエンザ等対策本部条例	47
2. 略称又は用語集	49

第 1 章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第 1 節 はじめに

（１）新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しているが、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や同様に危険性のある指定感染症や新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるものに限定）である。

（２）本町における行動計画の策定及び改定

平成 25 年 6 月、特措法第 6 条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を、指定（地方）公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。その後、令和 6 年 7 月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまで

の関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会をめざすものである。

また、大阪府（以下「府」という。）においても政府行動計画が改定されたことを受け、府における新型コロナ対応の経験を踏まえて大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という。）が改定された。

本町では、大阪府対策本部（以下「府対策本部」という。）が設置された場合に、町長を本部長とする対策本部（任意設置を含む）を速やかに設置し、全庁を挙げて対策を推進するため、平成25年6月に「忠岡町新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、体制整備を図った。

以上の経緯と特措法第8条の規定により、本町においても、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症と同様の危険性のある新感染症も対象とした、より実効性の高い忠岡町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定した。

今般、政府行動計画及び府行動計画が改定されたことを受け、町行動計画を改定する。

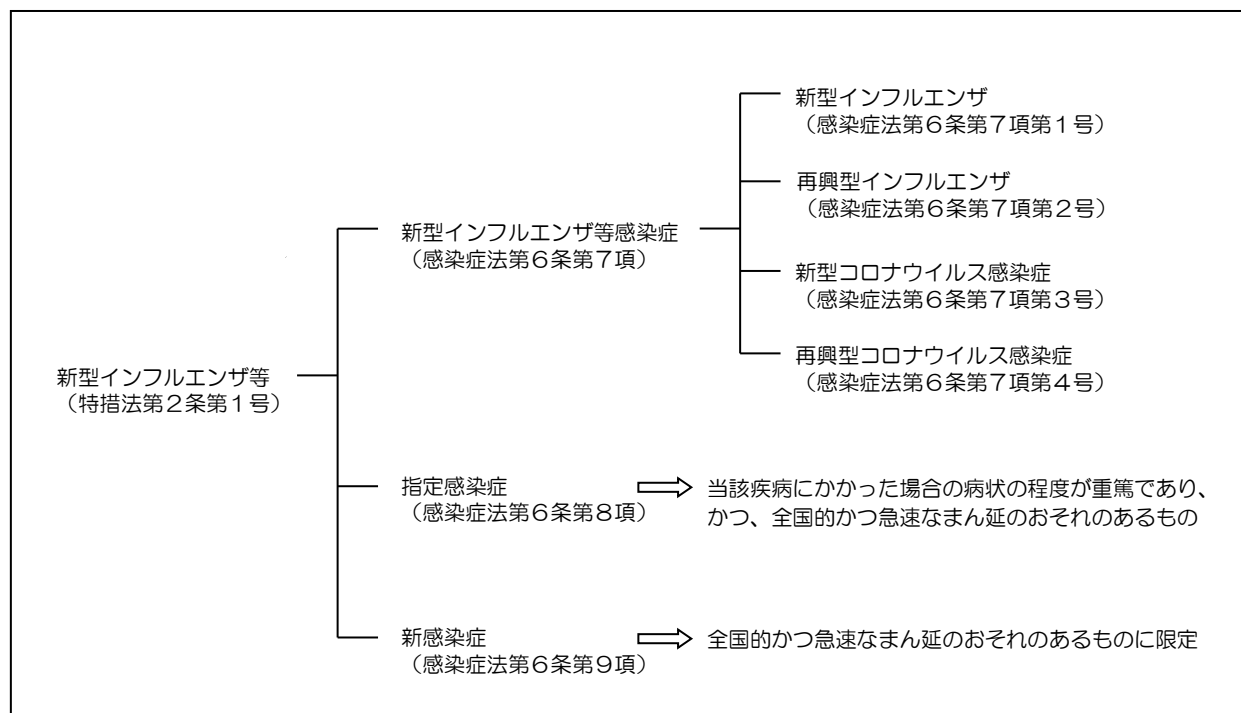
なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、町においても、国の動向や府での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、町行動計画の改定を検討する。

（３）対象となる新型インフルエンザ等

町行動計画の対象となる感染症である新型インフルエンザ等は、以下のとおりである。（図表１）

- ア 新型インフルエンザ等感染症
- イ 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ウ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限定）

図表 1 新型インフルエンザ等



第2章 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

(1) 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生を阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、住民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

そのため、患者の発生が一定の期間に集中した場合には、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を町政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として府、近隣市町、関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。（図表2）

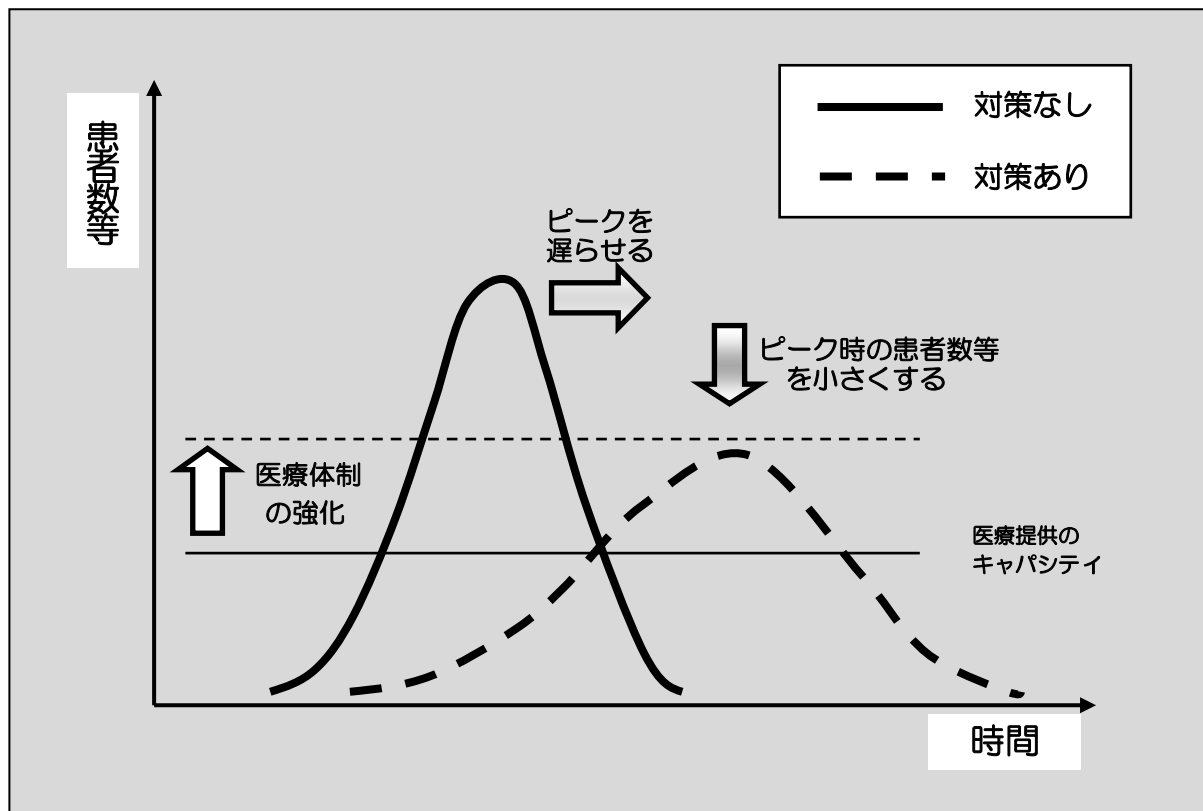
ア 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

イ 住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び住民経済活動への影響を軽減する。
- ・ 住民生活及び住民経済の安定を確保する。
- ・ 町域での感染防止対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画（BCP）の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び住民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

図表2 対策の概念図



(2) 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年7月に改定された政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略をめざすこととしている。

本町行動計画では、国及び府の対策も視野に入れながら、町の地理的な条件、社会状況、医療体制等を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を組み立てることとする。

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に
 応じて、政府行動計画を踏まえ、準備期、初動期、対応期の3期にわたり、図表3の
 とおり一連の流れを持った戦略を確立する。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエン
 ザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者に
 おける業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチン
 や治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が
 期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むこ
 とはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対
 策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

そのため、従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程
 度低下する可能性があることについて周知し、住民の理解を得るための呼び掛けを行
 うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避す
 るためには、国、府、町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事
 業者や住民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの
 準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスクの着用など、季節性イン
 フルエンザ等に対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高
 い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要である。

図表3 時期に応じた戦略

時 期		戦 略
準備期	発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る国等との連携、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の供給体制の整備、住民等に対する啓発や町・事業者による業務継続計画（BCP）等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を行う。
対応期	府内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	国や府と連携し、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じて、府が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。
	府内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、府、町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び住民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。また、地域の実情等に応じて、町は、国及び府と協議し、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

	感染症対策に移行する時期	
--	--------------	--

(3) 対策の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、府行動計画又は町行動計画等に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

この場合において、次の点に留意する。

ア 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

② 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が府内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、感染事例の探知能力を向上させるとともに、国内外で初発の感染事例が探知された後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

③ 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

④ 医療提供体制、検査体制等、平時の備えや取組

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

⑤ DX の推進や人材育成等

国の方針・計画に基づき、デジタル技術を活用した業務負担の軽減や関係者の連携強化、国、府、町との連携の円滑化等を図るため、DXの推進と人材育成を進める。

また、感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

イ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び住民の社会経済への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の①から④までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び住民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。町は、府等と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

② 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、確保した医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や府のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける住民等や事業者を含め、住民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

③ 対策項目ごとの時期区分

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切替えることを基本として対応する。個々の対策の切替えタイミングについて、府が目安等を示している場合は、当該目安等を踏まえて適切な時期に対策の切替えを実施する。

④ 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、住民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の住民等の理解を深めるための分か

りやすい情報提供・共有が必要である。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が発出された場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

ウ 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、府との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請など様々な実施に当たって、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、住民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

エ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

オ 関係機関相互の連携・協力の確保

町対策本部は、府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。新型インフルエンザ等対策に関して広域での対応が必要な場合に、府対策本部長に対して、総合的な調整を要請する。

カ 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、避難所施設の確保を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や府と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

キ 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第２節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

（１）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

（２）府の役割

府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関と検査措置協定を締結し、検査体制を構築することや民間宿泊業者等と宿泊施設確保措置協定を締結し、宿泊施設を確保すること、保健所体制を整備すること、感染症に関する人材を育成することについて、計画的に準備を行う。これにより、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、府が設置する各会議等を通じ、関係機関等と協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型

インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

また、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間の連携、府と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

そのため、府は、複数の都道府県にわたり新型インフルエンザ等が発生した場合、関係する都道府県で構成される対策連絡協議会の設置や、関西広域連合や関係する都道府県との間で、感染症の発生の動向等の情報提供・共有、感染予防・まん延防止に係る対策等、連携体制を強化し、広域で感染症対策を進める。

（３）町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

町は、府とまん延防止等に関する協議を行い、平時から連携を図っておく。

（４）保健所の役割

保健所は、感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、健康危機対処計画の策定等、平時から健康危機に備えた準備を計画的に推進する。感染対策向上加算にかかる届出を行った医療機関等との連携強化に加え、地域の医療機関等に対し、研修・訓練等への支援を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携等、感染症の発生及びまん延防止のための取組を推進する。

（５）地方衛生研究所の役割

地方衛生研究所は、府等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立健康危機管理研究機構や他の地方衛生研究所、検疫所、府等の関係部局及び保健所との連携の下、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表を行う。

特に、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「大阪健康安全基盤研究所」という。）は、府行動計画により、平時より、大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)や大阪公立大学大阪国際感染症研究センター(OIRCID)等の大学・研究機関等との連携を進めるとともに、府等に対し、研究所が有する技術及び知見を提供しつつ、最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行う。

また、平時から情報収集・分析やリスク評価を行うための体制を構築し、運用するとともに、有事には、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行い、大阪府を始め関係機関等に当該情報等を報告する。

（６）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び都道府県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、府からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（７）指定（地方）公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（８）登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は住民生活及び住民の社会経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

（９）一般事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

（10）住民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、個人レベルでの基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施状況等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第3節 町行動計画の対策項目

政府行動計画及び府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民（府民）の生命及び健康を保護する」及び「国民（府民）生活及び国民（府民）経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めている。

政府行動計画及び府行動計画と整合を図り、主たる目的を同じくする町行動計画においては、それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、町や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、国の示す「市町村行動計画作成の手引き（令和6年12月26日）」を踏まえ、以下の7項目を主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民生活及び住民の社会経済活動の安定の確保

主な対策項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。

そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

第4節 町行動計画等の実効性を確保するための取組等

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく

政策の推進

町行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、町行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナの対応を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から機運の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。町は、府との連携の下、訓練の実施やそれに基づく点検・改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、関係機関に働きかけを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに、政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じるとしている。

町は、政府行動計画や府行動計画の改定等を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、町行動計画の見直しを行う。

なお、計画の改定時期にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験をもとに政府行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、町行動計画について所要の見直しを行う。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1節 実施体制

感染症危機は住民の生命及び健康、住民生活並びに地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要があり、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。

そのため、平時においては、業務継続計画（BCP）の作成等により、庁内や関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、緊急事態宣言が発出された場合等には、速やかに町対策本部を立ち上げ、対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

さらに、府との連携の下、感染症危機の状況並びに住民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬の開発、治療法の確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することをめざす。

そのため、準備期・初動期・対応期においては、次のとおり取組を進める。

（１）準備期（平時）

1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

《全部局》

1-2. 行動計画等の作成や体制整備

① 町は、町行動計画及びマニュアルを作成し、必要に応じ、変更する。

町は、行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

《町長公室、健康福祉部》

② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を作成し、府等の業務継続計画（BCP）との整合性に配慮しながら必要に応じて変更する。

《全部局》

③ 町は、府が対策本部を設置したときに、速やかに町対策本部（任意設置を含む）を立ち上げられるよう体制を整備する。

《町長公室》

- ④ 町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。

《全部局》

- ⑤ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる町職員等の養成等を行う。

《町長公室、健康福祉部》

1-3. 関係機関との連携

- ① 町は、府や指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

《町長公室、健康福祉部、関係部局》

- ② 町は、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、府と事前に調整し、着実な準備を進める。

《町長公室、健康福祉部》

- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策が速やかに実施できるよう、対策に必要なとなる物品等を事前に準備しておく。

《関係部局》

1-4. 府による総合調整

町は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、府が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、相互に着実な準備を進める。

《町長公室、健康福祉部、関係部局》

(2) 初動期

2-1. 体制整備

- ① 新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が設置された場合、町は、直ちに町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

《町長公室、健康福祉部、全部局》

- ② 町は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

《全部局》

- ③ 町は、国において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断された場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

《健康福祉部》

- ④ 町は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

《町長公室、関係部局》

2-2. 府による総合調整

- ① 町は、町域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、府が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、町域にかかる新型インフルエンザ対策を実施する。

《町長公室、健康福祉部》

- ② 新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、府が感染症法に基づいた入院勧告又は入院措置その他の措置に係る総合調整を実施する場合には、町は、当該総合調整に従い措置を行う。

《健康福祉部》

(3) 対応期

3-1. 体制整備・強化

- ① 府は、新型インフルエンザ等対策については、専門家会議における助言等を踏まえ、府対策本部にて方針を協議し、決定するとしている。
町においても、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

《町長公室、健康福祉部》

- ② 町は、初動期に引き続き、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

《全部局》

- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

《町長公室、健康福祉部、関係部局》

- ④ 町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を

発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

《町長公室、関係部局》

3-2. 府による総合調整

- ① 町は、町域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、府が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、町域にかかる新型インフルエンザ対策を実施する。

《町長公室、健康福祉部》

3-3. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

《町長公室、健康福祉部、関係部局》

- ② 町は、町域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は府に対して応援を求める。

《町長公室、健康福祉部》

3-4. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

《町長公室》

第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を住民に迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、住民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、住民に対して平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、住民の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

そのため、準備期・初動期・対応期においては、次のとおり取組を進める。

(1) 準備期（平時）

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民への情報提供・共有

1-1-1. 町における情報提供・共有について

- ① 町は、府等の情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、関係機関に速やかに共有するよう努める。

《町長公室、健康福祉部》

- ② 町は、各種媒体を活用して新型インフルエンザ等に関する継続的で分かりやすい情報発信、マスク着用・手洗い・咳エチケット等の個人レベルの感染対策等について、平時から住民への普及啓発を図る。こうした取組により、町による情報提供・共有が有用な情報源となり、認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

《健康福祉部》

1-1-2. 府との感染状況等の情報提供・共有について

- ① 町は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報等、大阪府知事が必要と認める情報の提供を受ける場合がある。この情報等を踏まえ、府と協力して新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や患者等に生活支援を行うことを想定し、具体的な情報連携の手順について、あらかじめ府と町で合意を図る。

《健康福祉部》

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 町は、住民等への情報提供・共有方法や府が設置する府民向けのコールセンター等と連携した相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。

《町長公室、健康福祉部》

1-2. 偏見・差別等に関する啓発

- ① 町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや患者が受診行動を控えるなどで感染症対策の妨げにもなることについて啓発する。

《産業住民部（人権）、健康福祉部》

1-3. 偽・誤情報に関する啓発

- ① 町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、住民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

《産業住民部（人権）、健康福祉部》

- ② 町は、国や府と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、住民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

《健康福祉部》

（2）初動期

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 町における情報提供・共有について

- ① 町は、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、ウェブサイト等により住民に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

《町長公室、健康福祉部》

- ② 個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出する。

《町長公室、健康福祉部》

2-1-2. 府との感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援について、府に協力する。

《町長公室、健康福祉部、関係部局》

2-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

① 町は、国からの要請を受けて、又は町長が必要と認めた場合はコールセンター等を設置する。

《町長公室、健康福祉部》

② 町は、国が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト等の住民等への周知、Q&Aの公表、コールセンター等を通じて、住民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

《町長公室、健康福祉部》

2-2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

① 町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に住民に情報提供・共有を行う。

《産業住民部（人権）、健康福祉部》

(3) 対応期

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 町における情報提供・共有について

① 町は、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

《町長公室、健康福祉部》

② 個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出する。

《町長公室、健康福祉部》

3-1-2. 府との感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援について、府に協力する。

《町長公室、健康福祉部、関係部局》

3-1-3. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、国からの要請を受けて、又は町長が必要と認めた場合はコールセンター等を設置する。コールセンターや関係機関等から寄せられる問い合わせ内容や情報を踏まえて、住民や関係機関のニーズを把握する。

《町長公室、健康福祉部》

- ② 町は、国が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト等の住民等への周知、Q&A の公表、府が設置する府民向けのコールセンター等を通じて、住民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

《町長公室、健康福祉部》

3-2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に住民に情報提供・共有を行う。

《産業住民部（人権）・健康福祉部》

- ② 町は、国や府と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、住民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

《健康福祉部》

第3節 まん延防止

特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、住民の健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び地域経済への影響を最小化するため、適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数が医療提供体制のキャパシティを超えないように対策を推進する。

そのため、準備期・初動期・対応期においては、次のとおり取組を進める。

(1) 準備期（平時）

1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 町は、換気・マスク着用・手洗い、人混みを避ける・咳エチケット、時差出勤等の基本的な感染対策の普及を図る。

《町長公室、健康福祉部》

- ② 自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

《全部局》

- ③ 町は、府と連携し、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

《全部局》

(2) 初動期

2-1. 町内でのまん延防止対策

町は、国又は府からの要請を受けて、又は町長が必要と認めた場合は業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備を行う。

《町長公室、健康福祉部》

(3) 対応期

3-1. 感染拡大防止策に関する、住民、事業者等に対する要請

町は、住民、事業者等に対し、換気・マスク着用・手洗い、人混みを避ける・咳エチケット、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

《町長公室、健康福祉部》

3-2. 外出制限等

町は、特措法第45条第1項に基づき、府が期間を定めて行う、住民に対する外出制限等の要請に協力する。

《町長公室》

3-3. 施設の使用制限（学校、こども園等）

町は、特措法第45条第2項に基づき、府が期間を定めて行う、学校、こども園等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対する、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請に協力する。

《健康福祉部、教育委員会》

3-4. まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の実施

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、町行動計画に基づき、直ちに、町対策本部を設置する。町は、町域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、町域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行う。

《町長公室、健康福祉部》

第4節 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制がキャパシティを超えないようにすることは、新型インフルエンザ等による住民の健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、国の方針を踏まえ、府と連携の下、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、対応期においては、府と連携の下、構築した接種体制において、接種を希望する住民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

そのため、準備期・初動期・対応期においては、次のとおり取組を進める。

(1) 準備期（平時）

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、平時から予防接種に必要となる資材（図表4-1）の確保方法等を確認し、接種を実施する場合に速やかに資材を確保できるよう準備する。

《町長公室、健康福祉部》

1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

《健康福祉部》

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、泉大津市医師会等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な連携を平時から行う。

《健康福祉部》

1-3-2. 特定接種

- ① 町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る方に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

《健康福祉部》

- ② 町は、特定接種の対象となる地方公務員をあらかじめ把握・決定し、必要に応じて厚生労働省へ人数を報告する。

《町長公室、健康福祉部》

1-3-3.住民接種

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 町は、国等の協力を得ながら、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- a 町は、住民接種については、厚生労働省及び府の協力を得ながら、希望する住民が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、図表4-2に示す事項等の接種に必要な資源や体制等を明確にした上で、泉大津市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。
- b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておくなど、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう、健康福祉部内にて連携し、これらの方への接種体制を検討する。
- c 医療従事者の確保に当たっては、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、町は、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、泉大津市医師会等の協力を得て医療従事者の確保を図る。個別接種、集団的接種いずれの場合も、泉大津市医師会や医療機関等との協力の下、接種体制の構築に関する協議を進める。
- d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の動線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管については、室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については町又は泉大津市医師会等が運営を行う。

《町長公室、健康福祉部》

- ② 町は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して、本町以外における接種を可能にするよう取組を進める。

《健康福祉部》

- ③ 町は、接種を希望する住民が速やかに接種できるよう、泉大津市医師会等の医療関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

《健康福祉部》

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 住民への対応

- ① WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つであるワクチン忌避・予防接種への躊躇（Vaccine Hesitancy）の問題を踏まえ、平時を含む準備期において、町は、定期の予防接種に関して被接種者や小児被接種者の保護者等にとって分かりやすい情報提供を行う。

《健康福祉部》

- ② 町は、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集を行い、必要に応じてQ&A等を提供するなど、双方向的なコミュニケーションによる取組を進める。

《健康福祉部》

1-4-2. 予防接種施策における多分野連携

- ① 予防接種施策の推進に当たり、健康保健分野のみならず、医療関係者に加え、労働、介護保険、障がい福祉等の多様な分野との連携及び協力に努める。

《健康福祉部》

- ② 児童生徒に対する予防接種施策については、学校保健との連携が不可欠であることから、町教育委員会等と連携し、就学時の健康診断や学校健康診断等の機会を利用して、予防接種に関する情報を周知するなど、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

《健康福祉部、教育委員会》

1-5. DXの推進

町は、国が整備するシステム基盤を活用することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、将来の整備に向けた検討を行う。そのために国が示す当該システムに関する標準仕様書の改修を進める。

《町長公室、健康福祉部》

図表 4-1 ワクチンの接種に必要な資材の例

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿・トレイ	☐ マスク
☐ ストップウォッチ	☐ 使い捨て手袋（S・M・L）
☐ 体温計	☐ 使い捨て舌圧子
☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器	☐ 膿盆
☐ 手指消毒剤	☐ 聴診器
☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 （例：血圧計等、静脈路確保用品、輸液セット、生理食塩水、アドレナリン製剤 ・抗ヒスタミン剤 ・抗けいれん剤 ・副腎皮質ステロイド剤等の薬液）	☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒）
	☐ パソコン
	☐ 日付印・スタンプ台
【会場設営物品】	☐ はさみ
	☐ 机・椅子
	☐ スクリーン
	☐ ホワイトボード
	☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤
☐ 延長コード	☐ 耐冷手袋 等
☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫	☐ 車いす・担架

資料：市町村行動計画作成の手引き（令和6年12月26日）をもとに作成

図表 4-2 接種に必要な資源や体制の一覧

i 接種対象者数
ii 町の人員体制の確保
iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
iv 接種場所の確保（医療機関、和泉保健所、保健センター等）及び運営方法の策定
v 接種に必要な資材等の確保
vi 国、府及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
vii 接種に関する住民への周知方法の策定

資料：市町村行動計画作成の手引き（令和6年12月26日）をもとに作成

図表 4-3 接種対象者の試算方法の考え方

対象	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1～6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、 対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳～18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

資料：市町村行動計画作成の手引き（令和6年12月26日）

（2）初動期

2-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を進める。

《町長公室、健康福祉部》

2-2. ワクチンの接種に必要な資材の確保

町は、準備期 1-1 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

《町長公室、健康福祉部》

2-3. 住民接種

2-3-1. 接種に向けた準備

町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

《健康福祉部》

2-3-2. 全庁的な実施体制の構築と業務分担

接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理等を担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

《町長公室、健康福祉部》

2-3-3.業務の洗い出しと人員配置

- ① 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

《町長公室、健康福祉部》

- ② 予防接種の円滑な推進を図るためにも、府の保護施設担当部局及び福祉事務所、町健康福祉部が連携して接種の実施に係る調整を行う。

《福祉事務所、健康福祉部》

- ③ 接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策を検討する。

《健康福祉部》

2-3-4.医療従事者の確保

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は、泉大津市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

《健康福祉部》

2-3-5.接種実施体制の地域調整

町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、泉大津市医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議する。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を可能な限り確保するほか、必要に応じ、和泉保健所等の公的な施設の会場を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議する。

《健康福祉部》

2-3-6.施設入所者等への接種体制の整備

町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の方など、接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう、町又は府の介護保険部局、障がい福祉

部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

《健康福祉部》

2-3-7.接種会場における救急対応体制の整備

- ① 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるよう、体制を整備する。

《町長公室、健康福祉部》

- ② 実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ会場内の従事者について役割を確認するとともに、府、大阪府医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

《町長公室、健康福祉部》

- ③ アルコール綿や医療廃棄物容器等について、町が独自で調達する場合は、あらかじめ調達方法を関係機関と協議するほか、取引のある医療資材会社と情報交換を行うなど、具体的に事前の準備を進める。事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、泉大津市医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。具体的に必要物品としては、準備期（図表4-1）のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

《健康福祉部》

2-3-8.感染性産業廃棄物の適切な保管と処理体制の整備

感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等、必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守するとともに、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談する。

《産業住民部、健康福祉部》

2-3-9.感染予防に配慮した接種動線と会場設営の工夫

感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや、要

配慮者への対応が可能なように準備する。

《町長公室、健康福祉部》

(3) 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、厚生労働省からの要請を受け、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」における「第3章3. ワクチンの供給体制」を踏まえて行う。接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する方が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

《健康福祉部》

- ② 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

《健康福祉部》

- ③ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、府が中心となり行う関係者に対する聴取や調査等に協力し、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。

《健康福祉部》

3-2. 接種体制

- ① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

《健康福祉部》

- ② 町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、国や府、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

《町長公室、健康福祉部》

3-2-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定

接種を行う。

《町長公室、健康福祉部》

3-2-2.住民接種

3-2-2-1.予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

《町長公室、健康福祉部》

- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

《健康福祉部、関係部局》

- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

《健康福祉部》

- ④ 町は、発熱等の症状を呈しているなどの予防接種を行うことが不適当な状態にある方については、接種会場に赴かないよう広報等により周知するほか、接種会場において掲示等により注意喚起を行い、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

《健康福祉部》

- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する方であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。

《健康福祉部》

- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の方など、接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう、庁内関係部局等、泉大津市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

《町長公室、健康福祉部》

3-2-2-2.接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

《健康福祉部》

3-2-2-3.接種体制の拡充

- ① 町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて他施設を活用した接種会場の増設等を検討する。

《町長公室、健康福祉部》

- ② 高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう、庁内関係部局や泉大津市医師会等の関係団体と連携し、適切な接種体制を確保する。

《町長公室、健康福祉部》

3-2-2-4.接種記録の管理

国、府及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた方が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

《健康福祉部》

3-3. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

町は、ワクチンの安全性について、国や府において収集・整理される、医療機関等からの予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、安全対策について、住民への適切な情報提供・共有を行う。

また、町は、副反応に関する住民向けの専門相談窓口の設置や、副反応等を疑う症状に対する診療体制として専門医療機関の確保を検討する。

《健康福祉部》

3-4.情報提供・共有

- ① 町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について、医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、住民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。また、住民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情

報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。

《健康福祉部》

- ② 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

《健康福祉部》

- ③ 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

《健康福祉部》

- ④ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

《健康福祉部》

3-4-1.特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。

《健康福祉部》

3-4-2.住民接種に係る対応

町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

- ① 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

《健康福祉部》

- ② これらを踏まえ、広報に当たって、町は、次のような点に留意する。

- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
- c 接種の時期、方法など、国民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である

《健康福祉部》

3-5. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。

《健康福祉部》

- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となることを踏まえ、適切に対応する。

《健康福祉部》

- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

《健康福祉部》

第5節 保 健

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、平時から府や近隣他市町村、医療機関や医療関係団体、消防機関等との連携・協力体制を構築する。

新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、府が実施する新型インフルエンザ等患者やその濃厚接触者に対する健康観察や生活支援に協力する。

そのため、準備期・初動期・対応期においては、次のとおり取組を進める。

（１）準備期（平時）

1-1.人材の確保

- ① 町は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び府等からの人材の送出し及び受入れ等に関する体制を構築する。

《町長公室、健康福祉部》

- ② 町は、府からの要請に基づいて所属する保健師等を応援職員として府管轄保健所へ派遣できるよう必要な取組を推進する。

《町長公室、健康福祉部》

- ③ 町は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のため、統括保健師等の配置について検討する。

《町長公室、健康福祉部》

1-2.多様な主体との連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から府や和泉保健所、府内他市町村、医療機関や医療関係団体、消防機関等との連携・協力を行う。

《関係部局》

（２）初動期

2-1.相談センターの周知

- ① 町は、発生国からの帰国者や入国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する方に対し、相談センター等に相談するよう周知する。

《健康福祉部》

（３）対応期

3-1.健康観察及び生活支援

- ① 町は、府が実施する新型インフルエンザ等患者やその濃厚接触者に対する健康観察に協力する。

《健康福祉部》

- ② 町は、府から当該患者や濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、府が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

《健康福祉部・関係部局》

第6節 物 資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、新型インフルエンザ等対策の実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、準備期においては、次のとおり取組を進める。

(1) 準備期（平時）

1-1. 感染症対策物資等の備蓄

- ① 本町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的にその備蓄状況を確認する。なお、これらの備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条に基づく物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる。

《町長公室、健康福祉部、関係部局》

- ② 忠岡町消防本部は、業務継続計画（BCP）に基づき、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための感染症対応感染防止資機材の備蓄を進める。

《消防本部》

第7節 住民生活及び住民の社会経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、住民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、自ら必要な準備を行いながら住民や事業者に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。

町を始め、国、府、他市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に住民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備することが重要である。

準備期・初動期・対応期においては、次のとおり取組を進める。

（１）準備期（平時）

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、関係機関との連携や全庁的な連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

《町長公室、健康福祉部、関係部局》

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。また、その際には、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人住民等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くように留意する。

《町長公室、健康福祉部、関係部局》

1-3. 物資及び資材の備蓄等

- ① 町行動計画に基づき、「第6節 物資」における準備期 1-1 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。これらの備蓄については、災害対策基本法第49条に基づく物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

《町長公室、健康福祉部、関係部局》

- ② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

《町長公室、健康福祉部》

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し、要配慮者の把握とともに、その具体的手続を検討する。

《町長公室、健康福祉部》

1-5. 火葬体制の構築

町は、府の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には戸籍事務担当所属等の関係機関との調整を行う。

《産業住民部》

（２）初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

《産業住民部》

（３）対応期

3-1. 住民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。

《健康福祉部》

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、又は町長が必要と認めた場合は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

《町長公室、健康福祉部》

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

《教育委員会》

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、住民生活及び住民の社会経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

《町長公室、産業住民部》

- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

《町長公室、産業住民部》

- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

《町長公室、産業住民部》

- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民の社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

《関係部局》

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、可能な限り火葬炉を稼働させる。

《産業住民部》

- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

《産業住民部》

- ③ 町は、府の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して、広域火葬の応援・協力を行う。

《産業住民部》

- ④ 町は、府を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

《関係部局》

- ⑤ あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

《町長公室》

- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講じるとともに、府から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

《産業住民部》

- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬の円滑な実施が困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しないなどの特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

《産業住民部》

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、国や府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民生活及び住民の社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

《関係部局》

3-2-2. 住民生活及び住民の社会経済活動の安定に関する措置

- ① 町は、大阪広域水道企業団と連携して、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じる。

《大阪広域水道企業団、町長公室、関係部局》

- ② 町は、大阪広域水道企業団に対し、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じることを要請し、大阪広域水道企業団は、この要請を受けて水の安定供給に取り組む。

《大阪広域水道企業団、町長公室、関係部局》

3-3. 住民生活及び住民経済の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 雇用への影響に関する支援

町は、国及び府と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、必要な支援を行う。

《関係部局》

3-3-2. 住民生活及び住民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、国及び府と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び住民経済へのその他の影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱ぜいじくな者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

《関係部局》

○忠岡町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年6月28日条例第17号

忠岡町新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、忠岡町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を所掌する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

略称又は用語集

本計画では、以下のとおり、略称を用いるとともに、用語を定義する。

用 語	内 容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。 ※府が作成する当該計画は、「府医療計画」とする。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する、府と府域内にある医療機関との間で締結する協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染性	学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことをさす用語であるが、府行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことをさす言葉として用いている。 なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」をさす用語として「伝播性」が使用される。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第 2 条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起これない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方

	針を定めたもの。
業 務 継 続 計 画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。 新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講ずるため、府と病原体等の検査を行っている機関（民間検査機関や医療機関等）とが締結する協定。
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。 ※政府が策定するものについては、「政府行動計画」とする。 府が策定するものについては、「府行動計画」とする。 町が策定するものについては、「町行動計画」とする。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7 年 4 月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障害者施設等での療養者。 ※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設も含む。）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をさす。 ※障害者施設等は、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助をさす。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
指定届出機関	感染症法第14条第1項の規定に基づき都道府県知事から指定を受けた病院又は診療所であり、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当する機関。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
宿泊施設確保措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る宿泊施設の確保を迅速かつ適確に講ずるため、府と宿泊業者等とが締結する協定。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 町行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型インフルエンザ等対策推進会議	特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策の推進を図るための会議。
新型コロナウイルス	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項

ルス感染症等	第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の住民生活との関連性が高い又は住民の社会経済活動上重要な物資。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む住民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※政府が特措法第15条第1項に基づき設置する本部は、「政府対策本部」とする。 府が特措法第22条第1項に基づき設置する本部は、「府対策本部」とする。 町が、特措法第34条第1項に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、「町対策本部」とする。
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。
地方衛生研究所	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。
地方公共団体	府及び市町村（保健所設置市を含む）。
定点把握	感染症法第14条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。 地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う

	事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）。 ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員。 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員。
特定物資	特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
都道府県連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことをさす用語であるが、府行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」をさす言葉として用いている。 なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」をさす用語として「毒力」が使用される。
住民等	町に居住する住民及び町に通勤・通学や観光等で来訪する他市町村住民等。 ※町に居住する住民のみをさす場合は、「住民」とする。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態（準備期）。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であっ

有者	て当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。 ※府が作成する計画は「府予防計画」とする。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	関係する多様な主体が相互にリスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）につなげていくための活動。
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。 感染症のリスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。
流行状況が収束する	患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。
流行初期期間	新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後 3 か月程度。
流行初期期間経過後	新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後から 6 か月程度以内。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。 ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。